

議案第 4 7 号

大口町児童扶養手当支給条例の一部改正について

大口町児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 6 月 1 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 4 6 号）が平成 2 8 年 4 月 1 日に施行されたこと等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例

大口町児童扶養手当支給条例（昭和50年大口町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、18歳以下（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下といい、同日以後引き続き中学校又は特別支援学校の中学部に在学する場合を含む。）の者」を「、18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。）」に改める。

第4条中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町児童扶養手当支給条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(用語の定義) 第2条 この条例において「児童」とは、<u>18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続き学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。）</u>で次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1)～(9) 略 2 略 (学校等への就学者の特例) 第4条 児童で学校教育法第1条で定める特別支援学校に就学しているために町外に住所を有する者については、前条の規定にかかわらず本町に住所を有している者とみなす。	(用語の定義) 第2条 この条例において「児童」とは、<u>18歳以下（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下といい、同日以後引き続き中学校又は特別支援学校の中学部に在学する場合を含む。）の者</u>で次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1)～(9) 略 2 略 (学校等への就学者の特例) 第4条 児童で学校教育法<u>（昭和22年法律第26号）</u>第1条で定める特別支援学校に就学しているために町外に住所を有する者については、前条の規定にかかわらず本町に住所を有している者とみなす。

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

学校教育法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第４６号）が平成２８年４月１日から施行され、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されたこと等に伴い、関係規定を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 義務教育学校とは

小中一貫教育を実施することを目的とした学校で、現在「６・３制」となっている小学校と中学校の区切りを「５・４」等のように学校が柔軟に決めることができます。

(2) 「児童」の定義の改正（第２条関係）

「１８歳以下の者」に１８歳に達した日の属する年度の末日以後引き続いて義務教育学校の後期課程に在学する者を含めるとともに、中等教育学校の前期課程に在学する者も含め、併せてすべての学校について学校教育法の規定による学校と位置付ける規定の改正を行うものです。

3 施行期日

公布の日から施行します。